

# 町奉行と与力・同心

江戸時代に、江戸幕府の行政を担当する役割に、勘定奉行、寺社奉行、町奉行の3つの奉行があった。町人たちが住む「町人地」の行政を担当していたのが町奉行だ。

## <江戸の町奉行は東京都知事>

町奉行は、現在の東京都知事と警視総監であり、最高裁判所の判事、消防総監をすべて行うような人だった。町奉行の部下には、与力と同心があり、見回りや裁判、火消(→p.48)を担当した。彼らが町の安全を守っていたのだ。

わたしは同心です。役所の事務と町の警備などをするのが仕事です。実際に火の用心の見回りをしたり、犯人を捕らえたりします。上司は与力です。岡っ引きや目明しという助手をやとって、町の警備をしています。



ぼくは、ねずみ小僧次郎吉。盗みはするけど、盗んだお金は貧しい人におけるので、義賊とよばれて、町の人気者なんだ。

「おれは与力だ！ 神妙にしろ!!」  
ところで、与力とは捕り物の指揮をとったり、取り調べや囚人の監視のほか、役所で経理などの事務をしたりしているんだ。事件や火事の際には、馬に乗って出動だ。

町奉行には「北町奉行」と「南町奉行」がある。1か月交代で、門を開けて人々のうたえを受けつけるとき、門を閉めて前月のそしよの事務処理や犯罪捜査などしていると、きがあるんだ。「あ、痛い!!」

わたしたち同心を「八丁堀」ともいいます(→p.192)。幕府から与えられる屋敷が八丁堀にあったからです。町人には「八丁堀のだんな」ともよべれます。



### 捕り物道具あれこれ

十手は犯人をおさえて縄をかけるの道具。同心の役目だった。犯人が武器を持っていたり、複数だったり危険な場合は、刺股など、長い柄のついた道具やはしごで、おさえたり、はさんだりして、犯人を捕らえた。



捕り物とは、犯人や罪人をつかまえること。

## 捕らえられた人々はどうなる？

罪を犯かして捕らえられた人たちは、牢屋敷に集められ、裁判を待った。裁判で有罪となった人たちは、罪に応じて、外出禁止を命じられたり、牢屋に入れられたり、江戸から追放されたりした。



日本橋の南側にあった「さらし場」。「さらし」の刑は、罪に応じて2~3日間、罪状を書いた立て札とともに日本橋の通りにさらして、はずかしい思いをさせる刑罰。朝8時に牢屋を出て、夕方4時までさらされた。



江戸の町と町奉行の仕事に関する場所



江戸から伊豆へ流される人々  
はくちなどの罪を犯した人たちは、「遠島」という刑罰で、伊豆七島に流された。流される人は、永代橋のたもとから、小船でおきの流人船に運ばれ、船出した。身内の人たちが別れを悲しんでいる。

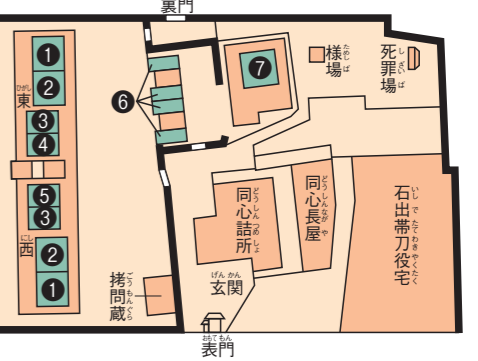
### 牢屋敷での生活

牢屋敷では、囚人のなかに規律があった。最もいばっていた囚人は牢名主とよばれ、畳を10枚重ねた上に座っていた。囚人の新入りは、はだかにされ、板でしりをたたかれる儀式があり、牢名主にお金を渡さないとひどい目があったという。



### 伝馬町牢屋敷の平面図

江戸時代の牢屋敷は、刑が決まっていな人や、有罪判決を受けて、刑が行われるのを待つ人を、一時的に収容する場所、現在の刑務所とは、少し役目がちがっていた。様場は刀のためし切りをするところ、石出帯刀役宅は伝馬町牢屋敷の長官(牢屋奉行)の住まい。



- ①~⑦の牢に入る人々  
①宿なしの人 ②一般の町人 ③武士や僧侶 ④流罪待ちの人 ⑤女性  
⑥少し身分が高い武士や僧侶 ⑦農民や牢内でいじめられた人

大名や500石以上の旗本が罪を犯かした場合は、ほかの大名に預けられ、牢屋敷には入らなかった。